

「合理的配慮」について考えてみましょう

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では、障害のある人に対する「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮」を提供することを求めています。

「合理的配慮」の提供

「合理的配慮」とは、国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）です。

〈具体例〉

- ・聴覚障害のある人や会話が苦手な人が問い合わせできるように、連絡先に電話番号に加えてファックス番号やメールアドレスを記載する
- ・障害のある人の求めに応じて、筆談、読み上げ、手話など相手の障害の特性に応じたコミュニケーションに配慮する
- ・代筆の依頼があった場合に、代わりに書くことに問題がない書類であれば、本人の意思を十分に確認しながら代筆する
- ・段差がある場合、車いす使用者にキャスター上げ等の補助をしたり携帯スロープを渡したりする



〈相談窓口〉

○障害者差別解消法

県障害福祉課 電話 073-441-2530 FAX 073-432-5567

メール e0404001@pref.wakayama.lg.jp

☑チェック

事業者の皆さんは、法律の趣旨を踏まえ、「合理的配慮」の提供に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

内容についての問い合わせは県人権施策推進課まで
電話 073-441-2566 FAX 073-433-4540
メール e0215001@pref.wakayama.lg.jp

